



ともに歩む。その先へ。

立ち直る力を、信じる地域へ――

保護司と更生保護女性会

犯罪や非行をした人の立ち直りのため、社会の静かな支えになる人がいる。決して目立たない――。地域を守る陰の立役者たち。この町にも誰かの未来を信じ、立ち直る力を支えている人がいる。
この特集では、地域に寄り添いながら再出発を支える保護司、更生保護女性会の献身的な姿勢、その活動に込められた思いに迫る。社会復帰を陰で支える存在――。次世代に受け継いでいきたい役割と、その深遠なる意義を紐解いていく。

更生か、再犯か――。
分かれ道に立つ人々

我が国の犯罪情勢は、刑法犯の認知件数が平成27年から令和3年にかけて戦後最少を更新し続けた。令和4年以降はやや増加に転じたが、全体としては比較的安定した状況である。しかし、検挙人員の約半数を再犯者が占めているなど、安全・安心な地域社会を実現する上で、再犯防止対策の充実が重要な課題になっている。

法務省の法務総合研究所が、刑事施設に初めて入所する者を対象に行った

調査によると、「もう二度と犯罪はしたくない」と思っている」と回答した人は94.5%に上る。しかし、実際には刑務所から出所しても、出所後5年以内で3人に1人が、10年以内では半数近くが刑務所に戻っている。

再犯の防止は、単に個人の問題にとどまらず、社会全体の安全・安心につながる重要な課題である。すべての人がやり直しの機会を持ち、再び社会の一員として自立できる環境を整えることが、持続可能な共生社会の実現につながる。



特集

未来を守る力、保護司の役割

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、国の職員である保護観察官と協働して活動する。現在ときがわ町では6名の方が活動している。

○保護司の活動

- ・保護観察
保護観察を受けている人と面接を行い、保護観察期間中の遵守事項を守るよう指導する。また、就労の援助や本人の悩みに対する相談等を行う。
- ・生活環境の調整
刑事施設や少年院から釈放された人が、更生に適した環境で生活できるように支援する。釈放後の住まいの調査、家族との話し合い、就職先や就学先の調整を行い、受入体制を整えるための活動を行う。
- ・犯罪予防活動
犯罪や非行の発生を未然に防ぐことを目的として、様々な犯罪予防活動を実施する。毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間として更生保護の啓発活動を行っている。

小川地区更生保護
サポートセンター

保護司への道とその想いが力になる

保護司になるためには、特別な資格や経験は必要ではない。大切なのは、「人を信じ、支えたい」という想いだ。そして、地域の安全と安心を守ろうとする意志――。個々の人生経験や人のつながりが、誰かにとって大きな支えとなる。

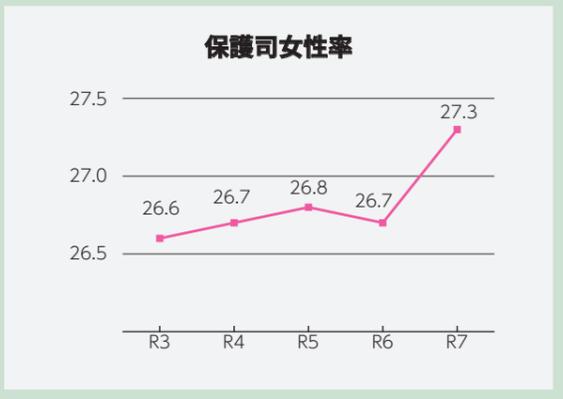
※保護司になるには、次の条件を備えている必要があります。(保護司法第3条第1項)

- ① 人格及び行動について、社会的信頼を有すること
- ② 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること
- ③ 生活が安定していること
- ④ 健康で活動力を有すること



地域を支える保護司制度の今
制度の変化と参加促進に向けた課題と展望

保護司の任期は2年で、大半の方は再任を重ねて長年保護司としての活動を続けている。これまでは76歳を超えると再任できなかったが、令和3年度から78歳まで活動が続けられるよう再任の運用が変わった。また、女性の比率は現在27.3%であり、緩やかではあるが上昇傾向を示している。今後は支援体制を整え、より多くの人が参加できる環境を作っていくことが求められる。



小川地区更生保護サポートセンター
住所：嵐山町菅谷 433-7 ☎ 81-5212

小川町、嵐山町、ときがわ町、鳩山町、東秩父村の5町村において、地元警察、保護司が一体となって青少年の犯罪抑止や社会復帰、健全育成に取り組む。開設日は毎週(火)・(金) 10時～16時で2名の企画調整保護司が駐在している。サポートセンターは、対象者との面接や諸会議等に利用するほか、駐在日に割り振られた保護司同士で保護司活動についての意見交換を行っている。



1_ 更生制度について学び、理解を深めることができる資料室 2_ 落ち着いた環境の中で、対談が行われる面談室